

江東区耐震改修促進計画の改定について

1 改定趣旨

平成 20 年 3 月に策定した「江東区耐震改修促進計画」（以下「本計画」）は、これまで平成 27 年 3 月、令和 3 年 3 月に改定し、令和 7 年度末までの目標を定め耐震化を進めてきた。令和 7 年 7 月に国の基本方針が一部改正されたことを受け、本計画の上位計画である東京都耐震改修促進計画が改定されることとなり、本計画についても東京都の動向と整合をとりながら改定を実施することとした。

2 計画期間

令和 8 年度から令和 12 年度まで

3 改定の概要（現状と目標）

	現状		目標	
	改定前	改定後	改定前 (令和 7 年度末)	改定後 (令和 12 年度末)
住宅 (新耐震基準)	約 92% (令和元年度末)	92.8% (令和 7 年 3 月)	おおむね解消	—
住宅 (2000 年基準)	—	92.4% (令和 7 年 3 月)	—	95%
防災上重要な 区立施設	100%	100%	100%	100%
民間特定建築物	約 90% (令和元年度末)	92.3% (令和 7 年 3 月)	95%	95%
要緊急安全確認大 規模建築物	—	98.1% (令和 7 年 3 月)	おおむね解消	100%
特定緊急輸送道路 沿道建築物	耐震化率 約 87% (令和 2 年 12 月末)	総合到達率 94.1% (令和 7 年 12 月)	総合到達率 99% かつ、 区間到達率 95% 未達の解消	総合到達率 99% かつ、 区間到達率 95% 未達の解消
一般緊急輸送道路 沿道建築物	約 85% (令和 2 年 7 月末)	87.1% (令和 7 年 3 月)	90%	90%

4 改定期日

令和 8 年 3 月 3 1 日